

熊本市都市景観条例(平成元年条例第40号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 景観計画(第7条)
- 第3章 景観法の施行に関する事項(第8条—第13条)
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木並びに景観形成建造物(第14条—第18条)
- 第5章 市民参加の景観形成(第19条)
- 第6章 表彰、助成等(第20条—第22条)
- 第7章 雜則(第23条・第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項その他良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、水、緑、歴史、街並み等森の都くまもとが持つ豊かな地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、もって文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「良好な景観の形成」とは、良好な景観の保全、育成及び創造をいう。
- 2 この条例において「建築物等」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(塀を除く。以下「建築物」という。)及び規則で定める工作物(以下「工作物」という。)をいう。
- 3 この条例において「市民」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 住民(本市の区域内に住所を有する者をいう。以下同じ。)
 - (2) 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - (3) 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- 4 この条例において「景観形成地区」とは、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、本市の良好な景観の形成上重要なものとして法第8条第1項の景観計画(以下「景観計画」という。)で定める区域をいう。
- (1) 歴史的な雰囲気を残し、特徴ある良好な景観を形成している区域
 - (2) 自然と調和した良好な景観を形成している区域
 - (3) 商業業務施設が集積している区域
 - (4) 個性的で良好な住宅地景観を有する区域
 - (5) 主要な幹線道路、河川等の沿線区域
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が良好な景観の形成上必要と認める区域
- 5 この条例において「特定施設届出地区」とは、建築物等が集積し、又は集積するおそれがある幹線道路の沿道の区域のうち、良好な景観の形成を図る必要があるものとして景観計画で定める区域をいう。
- 6 この条例において「特定施設」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号若しくは第5号又は同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号の給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)その他当該区域の景観を構成する上で重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう。
- 7 この条例において「大規模行為」とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 建築物であって、その高さ又は建築面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築(増築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該増築を含む。以下この項において同じ。)、改築、移転又は外観の変更
 - (2) 工作物(さく及び塀を除く。)であって、その高さ(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。)又はその敷地の用に供する土地の面積が規則で定める規模を超えるものの新設、増築、改築、移転又は外観の変更
 - (3) さく及び塀であって、その高さ及び長さが規則で定める規模を超えるものの新設、増築、改築、移転又は外観の変更
 - (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為であって、その行為に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの
 - (5) 地形の外観の変更を伴う土石の採取又は鉱物の掘採であって、その行為に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの
- (平28条例63・一部改正)
- (市の責務)

第3条 市は、本市の良好な景観の形成を推進するため、景観計画を策定し、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

2 市は、景観計画の策定その他施策の実施に当たっては、市民の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、相互に協力して積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

2 法第11条第2項に規定するまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された法人及び第19条第1項の景観づくり市民団体は、市民に良好な景観の形成のための情報を提供し、その団体活動への参加を促すとともに、良好な景観の形成を円滑に進めるための提言等を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を進めるに当たっては、地域の景観の特性に配慮しなければならない。
(先導的役割)

第5条 市長は、道路、河川、湖沼、公園その他の公共施設の整備等を行う場合は、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めるものとする。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、良好な景観の形成を効果的に達成するため必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

(景観計画の策定等)

第7条 景観計画には、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、良好な景観の形成のために必要な事項について定めるものとする。

2 市長は、景観計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ熊本市景観審議会条例(平成15年条例第29号)第1条の熊本市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

第3章 景観法の施行に関する事項

(届出行為等)

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 地形の外観の変更を伴う土石の採取又は鉱物の掘採

(2) 景観形成地区における次に掲げる行為

ア 木竹の伐採

イ 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積

2 法第16条第1項及び第2項の規定による届出の様式及び届出に関し必要な図書は、規則で定める。

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる地区又は区域の区分に応じ、それぞれ次に定める行為

ア 景観形成地区 法第16条第1項第1号から第3号まで又は前条第1項各号に規定する行為であって、規則で定める規模又は態様であるもの

イ 特定施設届出地区 次に掲げる行為

(ア) 法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為のうち特定施設に係るものであって、規則で定める規模であるもの

(イ) 法第16条第1項第1号若しくは第2号に規定する行為(特定施設に係る行為でないものに限る。)又は同項第3号若しくは前条第1項第1号に規定する行為のうち、大規模行為に該当しないもの

ウ 景観形成地区及び特定施設届出地区を除く景観計画区域 法第16条第1項第1号から第3号まで又は前条第1項第1号に規定する行為のうち、大規模行為に該当しないもの

(2) 法第16条第2項の規定により届出が必要な変更のうち、同条第3項の勧告に基づくもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(技術的助言)

第11条 法第16条第1項及び第2項に規定する行為をしようとする者は、届出に先立ち、市長に対して、景観計画に定める事項に関し必要な技術的助言を求めることができる。

2 市長は、前項の規定(次項の規定により準用する場合を含む。)による技術的助言の求めに応じるために、必要に応じて審議会、熊本市景観審議会条例第6条第1項の専門委員その他専門的知識を有する者(次条において「審議会等」という。)の意見を聴くことができる。

3 第1項の規定は、法第16条第5項の規定による通知をしようとする者について準用する。

(助言)

第12条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定により届出があった場合において、良好な景観の形成上必要と認めるときは、その届出をした者に対し、必要な助言をすることができる。

- 2 市長は、前項の助言をしようとするときは、必要に応じて審議会等の意見を聞くことができる。
(公表)

第13条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、規則で定めるところにより当該勧告を受けた者の氏名等を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その者に対し、意見の陳述及び証拠の提出の機会を与えるなければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木並びに景観形成建造物

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続)

第14条 市長は、景観重要建造物(法第19条第1項の景観重要建造物をいう。以下同じ。)又は景観重要樹木(法第28条第1項の景観重要樹木をいう。以下同じ。)を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、これを告示するものとする。

- 3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理基準)

第15条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 景観重要建造物が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、遅滞なく市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐ措置を講ずること。

- 2 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の形を保つため、せん定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木をき損するおそれのある枯損した木竹は、これを速やかに伐採すること(所有者又は管理者が伐採する権原を有する場合に限る。)。

(3) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を行うこと。

(4) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、遅滞なく市長と協議して当該景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。

(景観形成建造物の指定等)

第16条 市長は、良好な景観の形成上重要な価値があると認める建築物等を景観形成建造物に指定することができる。ただし、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定されたもの、熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項の規定により指定されたもの若しくは熊本市文化財保護条例(昭和42年条例第19号)第3条第1項の規定により指定されたもの又は景観重要建造物を除く。

- 2 市長は、景観形成建造物が規則で定める事由に該当すると認めるときは、景観形成建造物の指定を解除するものとする。

- 3 市長は、景観形成建造物の指定又は解除をしようとするときは、あらかじめ、当該建築物等の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得るとともに、審議会の意見を聞くものとする。

- 4 市長は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による解除を行ったときは、これを告示するとともに、所有者等に通知するものとする。

(景観形成建造物に係る行為の届出)

第17条 景観形成建造物について、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその内容を届け出なければならない。ただし、軽易な行為で外観の変更を伴うおそれのないものについては、この限りでない。

(1) 増築、改築、移転又は除却

(2) 修繕、模様替又は色彩の変更

- 2 景観形成建造物の所有者等が変更になった場合は、変更後の所有者等は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指導又は助言)

第18条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為により良好な景観が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

- 2 市長は、景観形成建造物がき損している場合において、保存のため必要があると認めるときは、その所有者等又は管理者に対し、修理について指導し、又は助言することができる。

第5章 市民参加の景観形成

(景観づくり市民団体)

第19条 法第11条第2項の条例で定める団体は、一定の区域における良好な景観の形成を目的として市民が設立した団体であって、良好な景観の形成に寄与するものと認められるもののうち、次の各号のいずれかに該当する団体として市長が認定したもの(以下「景観づくり市民団体」という。)とする。

- (1) 地域の住民等の多数により設立されていると認められる団体
- (2) その活動が地域の住民等の多数の支持を得ていると認められる団体
- (3) その活動が公益に反しないもので、かつ、法の趣旨に沿うと認められる団体

2 前項の規定による認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により認定した景観づくり市民団体が同項に定める要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第6章 表彰、助成等

(啓発)

第20条 市長は、良好な景観に関する知識の普及、意識の高揚等市民への啓発に努めるものとする。

(表彰)

第21条 市長は、良好な景観の形成に関し功績のあった者又は団体を表彰することができる。

(助成等)

第22条 市長は、第19条第1項に規定する景観づくり市民団体その他良好な景観の形成に寄与しようとするものに対するし、技術的援助を行い、又は助成に努めるものとする。

第7章 雜則

(勧告及び命令の手続)

第23条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令、法第23条第1項(法第32条第1項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令、法第26条の規定による命令若しくは勧告又は法第34条の規定による命令若しくは勧告をしようとする場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前にこの条例による改正前の熊本市都市景観条例(以下「旧条例」という。)の規定により届出がなされた行為については、この条例による改正後の熊本市景観条例(以下「新条例」という。)の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 旧条例第21条第1項の規定により指定された景観形成建造物等は、新条例第16条第1項の規定により指定された景観形成建造物とみなす。

4 旧条例第24条第1項の規定により認定されたまちづくり協議会(法第11条第2項に規定するまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された法人であるものを除く。)は、新条例第19条第1項の規定により認定された景観づくり市民団体とみなす。

5 この条例の施行の前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(熊本市景観審議会条例の一部改正)

6 熊本市景観審議会条例(平成15年条例第29号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成28年6月10日条例第63号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。